

ウズベキスタン国
トゥラクルガン火力発電所建設事業
(協力準備調査(有償))
ドラフトファイナルレポート

日時 平成26年5月12日(月)14:01~16:54

場所 JICA本部1階 112会議室

(独)国際協力機構

助言委員（敬称省略）

石田 健一 東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門行動生態計測分野 助教
作本 直行 日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮審査役
清水谷 卓 山口大学 大学研究推進機構 研究推進戦略部 URA
早瀬 隆司 長崎大学 大学院 水産・環境科学総合研究科 教授
原嶋 洋平 拓殖大学 国際学部 教授
柳 憲一郎 明治大学 法科大学院 教授

JICA

< 事業主管部 >

山田 哲也 東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課 課長
村上 聡 東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課

< 事務局 >

篠田 孝信 審査部 環境社会配慮審査課
古賀 藍 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

板垣 弘人 東電設計株式会社
岡野 秀之 東電設計株式会社
加藤 栄一 日本エヌ・ユー・エス株式会社
中村 匡 日本エヌ・ユー・エス株式会社

午後 2 時 01 分開会

篠田 それでは、そろいましたので始めさせていただきたいと思います。

本日は、ウズベキスタン国トゥラクルガン火力発電所建設事業のドラフトファイナルレポートの助言ということで、ワーキンググループになります。

まず初めに、先生方に主査をお決めいただきたいんですけども、恒例の回数のみで申し上げますと、石田先生がこれまで 2 回、作本先生 2 回、清水谷先生が 2 回、早瀬先生が 2 回、原嶋先生が 4 回、柳先生が 0 回ということで。

柳委員 では、私がやりましょうか。

篠田 では、主査は柳先生ということでお願いいたします。

本日の助言案の確定は、ちなみに 6 月 2 日月曜日の全体会合になります。

本日は、オブザーバーの方もいらっしゃっていますので、発言前には所属と名前を発言されてから、コメントいただきますようお願いいたします。

資料が 1 部配られておまして、質問とコメントは両方ともこれにまとまっています。一部質問につきましては、調査団、または業務主管部である地域部のほうから補足をさせていただきますので、適宜、地域部のほうから発言させていただきたいと思っております。

それでは、柳先生、お願いいたします。

柳主査 それでは、始めたいと思います。

まず最初に、全体事項のところから始めます。順番に、各先生のコメント・質問等について、回答をまた再度お願いして、進行させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、最初の質問ですけれども、電力省が 2001 年に民営化され、企業に格下げされたような記述ですが、この企業を管轄するエネルギー政策にかかわる政府機関はどこになるのでしょうかという質問です。この回答でよろしいでしょうか。早瀬委員。

早瀬委員 いいです。

柳主査 それでは、2 番目、-10、図 8.2.2-1 の地図で、水路と川との関係がいまひとつわかりませんということで、別紙がついておりますが、早瀬委員、いかがでしょうか。

篠田 これは説明をということですので、説明をすみませんがよろしくお願いいたします。

山田 右側を上下に流れている、これが Kasansai River でございまして、上のほうから分岐をしまして、左側のプロジェクトサイトのほうに向かっているのが GCN というふうに略称を書いておりますけれども、Grand Canal Namangan、こちらのほうが運河ということになります。

早瀬委員 その運河の主要な用途というのは、発電、農業。

山田 もともとこれは既存の Canal ですが、今のメインの用途は灌漑用途と
いうことです。

早瀬委員 わかりました。ありがとうございます。結構です。

柳主査 それでは、3番について、早瀬委員、質問していただけますでしょうか。

早瀬委員 これは、火力発電所プラントからの排水に適用される場合にはそうだと
いうのはよくわかりますが、火力発電所ができる、そこに居住用の建物ができまし
たり、あるいは周辺の開発が進んだりするわけでして、そういったことを考慮すると、
このプラントだけだったらそうなんでしょうけれども、アセスメントとすると、BOD
をはかっているというのとはちょっと理解できないんですけれども。

山田 お答えをいたします。早瀬委員、ご指摘のとおりでして、現状、はかっている
というのとは、ウズベキスタンの基準でこうした火力発電所の事業に関して、BOD
をカバーすることになっていないということですが、これは基本的には発電
所そのものの用途に使われる水に関してということですが、ご指摘のありまし
た生活系の排水とか、そういったものにつきましては、今後詳細設計をやって、ど
ういうものができ上がっていくのかということ次第で、どのぐらいのそういった排水
が出てくるかというのが、より詳細にわかっていくことになるかと思えます。

現段階では、少しそういったものがまだ見通せておりませんので、今のところはか
かっていないということなんですけれども、彼らのアイデアでは、基本的には水がこの
土地以外でもウズベキスタン全般にそうなんですけれども、水が非常に貴重な土地で
すので、できる限り再利用するという方針であるというふうに伺っております。

さはさりながら、排水が出てくることを想定して、BOD を今の段階からベースライ
ンとしてはかかっておくべきというのは、実は来週からファクトファインディングのミ
ッションに我々のほうで出かけることになっていまして、審査の一つ手前の今回のま
さにこのドラフトファイナルを受けて、プロジェクトの中身について協議をしてくる
ミッションでございますけれども、このファクトファインディングミッションの中で、
今の論点につきましても提起をいたしまして、ベースラインをとるようということ
で申し入れをしたというふうに思っております。

よろしければ、コンサルタントのほうから。

加藤氏 少々、補足説明させていただけたらと思えます。

先ほどご説明がありましたが、この地域は非常に水が貴重なところです。プロセス
排水、生活排水は基本的に再利用するという方向で検討されています。もし、生活排
水が GCN に排水されるのであれば、当然、BOD を監視項目として挙げていただくよ
うにリコメンデーションしたいと考えています。しかしながら、現段階はあくまでも発
電所内で再利用します。例えば、樹木へのまき水等、そういったような形で使われる
と思うんですが、今のところ外部への排水の予定はありません。ただ、詳細設計の段
階で、もし排水するようであれば、監視項目に加えていくことを、JICA 調査団として

は推奨していききたいと思っていることを申し添えます。

早瀬委員 そうすると、今回のこの最終報告書には反映できない。

山田 タイミング的には間に合わないかもしれませんが。

早瀬委員 詳細設計の段階で。

山田 そうですね。

早瀬委員 検討しますということになるわけですね。

山田 ええ。詳細設計は当然ですけども、着工前ということで、今後のファクトファインディング、あるいは審査を通じて、それを条件としてつけていくということかと思います。

原嶋委員 ちょっと一つだけ確認なんですけれども、発電に必要な水というのは、基本的には、報告書に多分あると思うんですけれども、どこからとって再利用するんですか。

加藤氏 発電所用の取水のうち、飲用水の調達には、ポータブルウォーターパイプラインを敷設いたします。ナマンガン市からパイプラインを使って、この資料には記載はないですが、飲用水用パイプラインを設置して調達します。GCN からの調達と書いてありますが、これはブロー排水のための冷却水を取水するという計画です。取水される水は、ほとんどが再利用され、不足分を GCN から補給する計画になっております。

原嶋委員 ちょっと時間を食ってあれですが、それ以外、冷却そのものと、あと後ほど出ますけれども、職員用の飲料水とか、あるいは周辺住民の飲料水とかということが付随的に出てきているんですけれども、それは今おっしゃったように、飲料水という類いはその職員とか周辺住民等も含めて、別のところ……何でしたっけ。

加藤氏 地域の住民と職員は、アルテシアンウェル (Artesian well) から飲料水を確保します。

原嶋委員 職員というか、ありましたよね。職員用のポータブルウォーターの。

加藤氏 そうですね。ドラフトファイナルレポートでも記載してございます。サイトから 4km ぐらい先のところの井戸から取水することになっております。

原嶋委員 井戸からですか。すみませんでした。

柳主査 このサイトの水処理施設というのは、基本的に発電所以外にも附帯整備の消防施設とか、それから管理施設からの排水もこの水処理施設で処理されるということなのですか。特に BOD (水質指標) で聞かれるというのは、それが通常はこのガイドラインの基準でやるので、BOD が入っていないわけで、それについてどうするのかという質問だったのだと思うんですね。それをもう一度検査する、チェックするというのは、管理施設とか消防施設から一般の従業員が使う下水、汚水に関連して BOD が出てくるわけで、それをどうされるのかという質問だったと思うんですね。それはチェックしないのですかと。特に、運河自体が重要な原水だということでの質問だと

思うのですけれども、今の質問には、それで十分答えられているのですか。

中村氏 基本的には使う水は、附帯設備の作業員しかいませんので、生活排水ですね。上水はさっき言ったパイプラインから受けます。排水は付帯設備の浄化槽で浄化して、汚泥はそのまま固形廃棄物として捨てますし、残りの水は先ほど言いましたように、散水とかで再利用することになります。

柳主査 今回の説明は、消防施設も管理施設も一応この水処理施設で処理されるというお答えですか。

中村氏 水処理施設は施設ごとにあります。生活排水ですから一人一日何百リットル程度ですから、ボリューム的には大したことはないです。その施設の簡易の排水浄化設備で処理します。

柳主査 そうすると、簡易浄化槽的なものを各施設に設けるといいますか。

中村氏 問題は排水の捨て先です。先ほども言いましたように、水は貴重ですので、汚泥は分離して、残りの水は毒物が入っておりませんので、樹木とかの散水とかに使うということになってくるかと思えます。

早瀬委員 その他に流すことはない。

中村氏 川に流すことは、今のところ計画していません。

早瀬委員 ちょっと私のほうもしばらくたっているのですが、このレポートの中身が定かでないの、確認させてもらいたいんですが、今、おっしゃったようなことは、レポートの中には書かれているのか、既に書かれているのか、書かれていないのか。

加藤氏 実施機関では、例えば発電所所員用宿舎、あるいは消防施設などについてEIA レポートが用意されています。その内容を今確認していたところで、基本的には簡易の処理設備を用意します。汚水は所定の処分場に持っていくということが明記されています。 章の 189 ページに、内容的にはそれほど重く書いていませんが。事業者は、簡単ですがEIA レポートという形で、Water Quality という項目をおこし記載しています。

村上 184 ページですね。

加藤氏 例えば、雨水はそのままイリゲーションチャンネルに排水されることが書いてあります。

柳主査 早瀬委員、よろしいですか。

では、作本委員どうぞ。

作本委員 すみません、同じページの関連で、 章の 11 ページなんですが、今、BOD について、N/A というようなことでお答えがあったかと思うのですが、同じ文章の中で、ここはアンモニウムとサルフェート、あるいは銅、こういうものが比較的高いんだと。これがプロパティと書いてあるんですが、もともとのバックグラウンドというか、その土地の特徴だという、そういうような書き方になっているんですが、こういう若干生活起因ではないような、鉱物関連のこの汚染物質が出ているん

だとすると、そう考えますと、何でここで鉄だとか、あるいは N/A というのがかなりあるんですね。亜鉛だとかクロミウムだとか、鉛ですか、こんなところは今回調べようとは思われなかったんですかね。いろいろな高い、重金属とまでは言えないかもしれませんが、鉱山関係の物質が出ているので、そこら辺の調査がどの程度までを考えていられたのでしょうか。 章の 11 ページの同じようなんですが。

柳主査 いかがでしょうか。

加藤氏 実施機関は、ご指摘のとおり、亜鉛とかクロム、鉛といったものを測定しておりません。2013 年におきましては、複数回分析をしているという事実はございます。しかし、自分たちが排出すると想定される項目のみを測定したということです。先ほどの濃度が高い原因は何かということですが、実施機関の回答によれば、自然由来によるもので、この地域の特徴とのことです。

作本委員 要するに、地域の特性なんですね。

加藤氏 そうです。過去の分析から、硫酸塩等、特異的に高いという事実は確かにあります。

作本委員 この表の一番右の行には、今、規制にはなっていないと、ちょっと今おっしゃったような気がするんですけども、亜鉛とか鉄だとか、クロム、鉛。これはみんな排出規制値が示されていますよね。ということは、このあたりは調べたほうがいいということなのではないかと、私素人ながら思ったんですが。最初にこのプロパティという英語の単語の意味がわからなかったのも、それはバックグラウンドの意味なんだということまではわかったんですが。やっぱり、調べなくていいものなんですかね、これは。工場から出る、天然ガスですから出ないかもしれないし、あるいは出るかもしれない。そういうのはわからない。

中村氏 いや、基本的には出ません。

作本委員 出ませんか。では、自然起因であるのはしょうがないということなんですね。

中村氏 そうですね。実施機関が責任を持つのは排水です。

加藤氏 今回は、冷却に使う目的なので、新たに化学物質が排出されるわけではありません。測定をする、しないは別として、直接的な行為にならない、大丈夫ではないかと理解をしています。

柳主査 今のご発言ですけれども、最近、日本の考え方は変わってきてまして、例えば土壤汚染対策法でもって、従来は自然由来のものは対象外にしていたんですが、今回、人為が絡んでくみ上げをするという行為は人の行為なので、だから、それは公害に当たるといふふうに判断していますので、今、おっしゃられた見解、今の日本ではもう通用しない議論だと思うのですけれども。だから、その議論の延長線で考えると、それはちゃんと計測してもらわなければいけないという話になるのでしょうか。基本的にこの排水基準で、ウズベキスタンで国内基準が設定されている

ものについては、一応、IFC と EHS のガイドラインでやらないということにしているも、一応、チェックしておく必要があるというのが、安全側に配慮して考えるというような結論になるかなという気もするのですけれども。作本委員の質問は、そういうことでよろしいのですか。

作本委員 そういうことです。この N/A というのは、本当にデータを調べなかったのか、あるいは調べても書き込まなかったのか、どちらなのでしょうということを実は聞きたいんです。もしかしたらかなり汚れていると。例えば鉛がですね、そういうデータもあったけれども書き込まなかったのか、あるいは、最初からこれを除外するだけの論拠があったのかということまで、何か懸念されるものが出てくるのではないかと、そういう意味合いなんです。

加藤氏 JICA 調査団で入手したデータには、亜鉛とか、クロム等の項目は測定していませんでした。

作本委員 入手していないというのはよくわからないんですけれども。

加藤氏 少なくとも継続的に測定している項目ではないということです。

作本委員 ええ。継続であれ、単発であれ、それは構わないんですが、ただ全くデータがないという。しかも規制値は、国でしょうか、こちらの NPC で存在していると。だけれども、それは自然起因だからいらぬのではないですかという、そういうもし流れだとすると、やっぱりそこには納得し切れないものが、調査不要なのではないですかという言い方になると、ちょっとそこに無理があるのではないかなと。直接こういう物質を、天然ガスから今度の焼却炉から排出しないとわかりつつも、鉛とかクロム、亜鉛、このあたりは体にも有害だというのは誰でもわかる物質でありますよね。それを調べないでいいのかなという、若干の疑問が残るんですよね。あるいは、調べてみてもデータとして N/A と書いてあるのではないかという疑いを持たれてもという、冷たいんですけれども、そんなイメージを持ったんです。

将来もこれ、調べる予定はないんですか。水質、一応調べておくべきものなのではないんですかね、こういうことは。それほど難しい調査ではないでしょうし。

柳主査 先ほどの話だと、BOD については今回はやるのですよね。

作本委員 BOD は、理由はわかります。

柳主査 だから、他の硝酸塩とか、亜鉛とか、鉛とかですね。自然由来であってもそれをくみ上げるという人の行為があるわけですから、それで一応チェックしていただくというようなこと。

作本委員 それで、自分らにはもちろん落ち度はないと。事業実施中に落ち度はないと、そう言っていたらわかりやすいのであって。

加藤氏 一応、ドラフトファイナルレポート、モニタリング計画に、191 ページに JICA 調査団としてモニタリングについては、排水口で重金属を測定項目として入れさせていただいているところがございます。

作本委員 わかりました。項目として入れているということは、何らかのフォローがなされるだろうと一応期待して、そういうことでちょっと時間を費やしますので、私はこれで終わりにします。

柳主査 それでは、3番はそれでよろしいでしょうか。

早瀬委員 ちょっと確認をさせていただいてよろしいですか。先ほどの184ページのところのWater Qualityの部分ですが、ここに書いてあるのは、アドミニストレーション・ファシリティの水と、アクセス・ロードの水はみずから処理します。ただ、willと書いてあるあるんですけども。ちょっと他のところでwillのついているところと、現在形で書かれているところとあるんで、その区別がちょっと気になりますが、いずれにせよ処理します。それで、これは地下浸透はしませんということですかね。ちょっとわかりにくいんですが。地下浸透はしませんと。

加藤氏 そうです。

早瀬委員 ということですね。一方、その一番右側の住居施設、職員の住居関係からの排水については、これは市のトリートメント・プラント、公的なトリートメント・プラントに水を送りますということですね。

加藤氏 はい。

早瀬委員 これは散水したりするわけではなくて、もうそこから排水されるということですよ。

加藤氏 そうです。

早瀬委員 これここにwillがついているというのは、この施設もう既にあるのか。

加藤氏 ないです。

早瀬委員 ない。いつできるかもまだわからない。

中村氏 今、建設中です。

早瀬委員 建設はしている。その辺、また確認して。

加藤氏 現地調査において、発電所所員用宿舎の場所に、行って参りました。土地の整地はもう済んでいました。具体的には、これから本格的に建設を始めるところです。

早瀬委員 僕、一般に下水道をつくるというのは、とても大変なことで、うまく行っていないところが多いんですけども、できるんですか。

中村氏 確か住居がそばにあったので、下水道はそばまで来ているとは思いますが。

早瀬委員 最後は下水道ですから、これはちょっとイリゲーションチャンネルに流れるんでしょうね。

中村氏 いや、これはイリゲーションチャンネルからは離れていますね。GCNとは別のところですよ。

早瀬委員 大体状況はわかりました。

柳主査 それでは、続いて、では4番、作本委員。

古賀 すみません、ちょっとよろしいですか。

先ほどの3番にちょっと戻るんですけども、先ほど議論していただいた章の11ページの水質基準、これ環境基準のほうでして、排水基準ではないんですけども。一方で、今回、発電所から排水されるものは、先ほど申し上げたように冷却水等ですので、そこに新たに化学物質を添加するというものではないんですけども、やはり測定というのはしておくべきだということでしょうか。

作本委員 2行目のMPCというところは、濃度基準ですか、一般的な。水質状況がこうあって、目標値で。規制値ではないということですか。Permissibleと書いてあるけれども。

古賀 排水基準には当たらない。排水基準はまたこれとは別にございます。

作本委員 でも、この右側の行は、一応目標値というか、そういう基準値ですよ。それはありがたいんですが、ただそれと排出基準値があるのかなのか、ここははっきりわからないわけですけども、できるだけ、特にこの重金属にかかわるところですね。これをできるだけ出さないほうが。ただ、そのためにも、自分たちが出さないんだということの後で立証できるためにも、このあたりの調査、そんな難しいわけではないですよ。亜鉛や何やら。これ、一応、データを残しておく。

柳主査 排水基準は、一応、ウズベキスタンの国内基準として、鉛は1.0mg/Lとか決まっていますよね。排水基準自体はありますよ。

中村氏 普通はモニタリングします。

柳主査 ですから、今の説明というのは、基本的に水をくみ上げて冷却水に使って、それを、クローズドで処理するんだったらいいのだけれども、それをこのCanalに流すというようなことがあれば、それはちゃんとモニタリングする必要があるということなので、それはくみ上げやって、冷却するというのは人の行為なので、それを自然由来だとか、そういう言い逃れができるような議論ではないので、ということなので、それは今の日本の議論なのです。それは日本ではそういうふうには処理していますので、だから、単に有害物質を添加したりする行為ではないから、やらなくてもいいのだというような議論にはならない。そういう説明なのです。繰り返しますが、我々が議論しているのは。

よろしいでしょうか。それでは、では4番目、作本さん。

作本委員 4番目、いただいた回答で基本的には結構です。わかりました。ただ、今、JICAの委員会のほうでも、今回のこの事業に伴って交通量が増大する。それによる影響は将来的にどう見込んでいくのかということについて、議論の最中ですから、今現在はまだ農用地・荒地で発生源は見られないと、そういう現状の説明で承りました。ありがとうございます。

柳主査 それでは、5番、石田委員、どうぞ。

石田委員 5、6、7と続けてありますが、5番、先ほども水の話が出ましたけれど

も、再度確認させてください。冷却水・用水のほうはわかりました。ありがとうございます。飲料水は井戸から確保されますと。ここで言われている回答でいただいた飲料水というのは、発電所内で使う飲料水という意味ですか。そうですね。それ以外に住民の人たち、今まで普通に井戸を使っているわけでもんね。

加藤氏 そうです。

石田委員 その 160 m³/h でとつても、住民の人たちが今まで使っている井戸使用量への影響は出ないという、そういうふうに読んでよろしいですか。

加藤氏 そうです。

石田委員 わかりました。ありがとうございます。5番は以上で大丈夫です。

柳主査 それでは、続いて6番お願いします。

石田委員 6番ですが、6、7と数字が100、100と出ると、やはりちょっとびっくりするんですね。それで改めてお聞きしています。まず、アクセス率が100%という、これはどういう計算なんですか。例えば、面積あたりにクリニックが幾つあるとか、戸数あたりにクリニックが幾つあるとか、そういう話なんでしょうか。そのアクセス率は何をもって。

加藤氏 無医村という意味で、自治体エリアごとにあるメディカルケアセンターの有無です。

石田委員 診療所の数はあるということですね。それはウズベキスタンのほうで定めておられるということですか。

加藤氏 この地域についてです。

石田委員 だから、アクセス率と言った場合、いろいろなアクセス率の定義が可能なので、定義を書いてもらわないとこっちはわからないんですよ。国によって定義も違いますから。この定義は何ですか。

加藤氏 各地域における医療設備の設置状況ということですよ。

石田委員 それでは指標にならないです。だから、例えば面積1km²あたりにクリニックが1戸あるとか、そういう定義が必ずあるはずなんです。そうでないと、パーセントで出せないじゃないですか。

加藤氏 そうですね。

石田委員 だから、人口1万あたりにクリニックは2戸あるとか、それをパーセンテージでカバーすると。だからこの100%はどこから出てきたのかという、ただそれだけなんです。そこを教えてくださいと言っているだけなんです。数字を疑っているわけではないです。どういう定義なのかなという。

加藤氏 数字の根拠は、実施機関から提出された値でした。

石田委員 わかります。ただ、データソースを聞いているわけではないです。それも理解しています。だから、この定義は何ですかということなんです。

別にこれはそんなに大したことではない。特に引っ張るつもりはないんですけど

も、数字の確認です。要は。

加藤氏 実施機関に再度確認いたします。

石田委員 はい。また、ご回答ください。お願いします。

それから、Nutrition はわかりました。ありがとうございます。

それから、次、7 番行ってよろしいですか。

柳主査 どうぞ。

石田委員 エデュケーションリテラシーはわかりました。非常に高いんですね、ここは。みんな学校へ行って、ちゃんと字を学んで、それはとってもいいことだと思います。感心いたしました。その前のエデュケーションは 100%ですけれども、これは何を指して 100%とおっしゃっておられるんですか。エリジブルである、つまり受けられるから 100%とおっしゃっているのか、よくあるのはエンロールメント、入学した人数、今年小学校に上がる人が 100 人いたら 100 人とも入学しているよと見て、100%と言っているか。いやそうじゃない、エデュケーションをはかるには、ドロップアウトもあるから、卒業なんだというのもある、いろいろな場所で切り口があるんですけれども、この 100%というのは。

加藤氏 先ほどと同様、あわせて確認いたします。

石田委員 すみません、お願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

柳主査 それでは、続いて 8 番、早瀬委員、お願いします。

早瀬委員 これ、ちょっと私、レポートを前のほうから読み始めたときに、カテゴリ と書いた部分があったかなという記憶があって、それでただちょっとそれをメモしていなかったのも、また探すのが大量なのでできなかったんですけれども、それはもしあったとしたら訂正しておいていただければいい話ですので。

それで、ちょっとカテゴリ とカテゴリ 、そういうことでどう違うのかというのに関心を持って読もうとしたんですけれども、具体的な記述がほとんどなかった。今回の説明でも、例えば審査機関、審査費用等が異なりますとあるんですけれども、実質的に JICA のガイドラインなんかにしても、ABC 等にふるい分けしているのは、やっぱりその手続の実質的な面で区別が、環境に対する影響の深刻と考えられるような事業特性のあるものについては、やはりそれだけ詳細な調査、予測及び評価することになっているのが普通なんですけれども、ここはそういうわけではないんですか。

加藤氏 実は手元に EIA 手続き法 Degree.No491 の英文があります。例えば審査期間ではカテゴリ は 30 日、カテゴリ は 20 日とあります。軽易な事業は審査期間がある程度短くなっています。また、審査費用の値段も違います。こういったことが詳細に定められております。

早瀬委員 期間と費用が書かれているんだ。

加藤氏 はい。

早瀬委員 これは事業者がそうするとその申請を上げて、環境調査をした結果をもとに、申請を上げたものの審査のプロセスが異なるということであって、調査そのものについては、何らのリクワイアメントもないということなんですかね。

加藤氏 この点につきましては、少しファイナルレポートなどでカテゴリ、
、
、
について、サマリーとして追記させていただくということによろしいでしょうか。

早瀬委員 ありがとうございます。また教えてください。

柳主査 それでは、続いて、9のところをお願いします。早瀬委員。9と11と続いています。

早瀬委員 9番ですけれども、これは34ページのところの一番上の段落のところを読んでいてよくわからなかったんですが、日本語の説明を読ませていただくと、そういうことかなというのはよくわかりました。

ちょっとこの最後の上から4行目にある、真ん中あたりにある、itというのが何を指すのかがちょっとよくわからなかったのかもわかりません。maximum grand concentrationと、concentration standard valueというものの違いだとか、その辺よくわからなかったので、余計にわからなくなったんだと思うんですが、この説明で了解とさせていただきたいと思います。

今度は10です。これは廃油の再利用の用途というのは、レポートには何も今書かれていないんですね。要するに、先方と何らかの確認ができているわけではないんでしょうか。ここに書かれている油焚ボイラの燃料等に再利用するというのは。

加藤氏 廃油につきましては、基本的に再利用すると書いてあります。例えば、ナボイには既設があります。今回は新設なので、一つの方向性を示すにとどまっているのが現状でございます。ですから、ご指摘のとおりですが、中段の記載のように、こちらで、ある程度整理した文章となっています。

早瀬委員 ありがとうございます。11番はやはりちょっと慎重に処理したほうがいいなというふうに思うんですけれども、埋め立て処分ということで大丈夫なんですかね。

山田 基本的には一旦処理をしたもの、無害なものを埋め立てるということを想定していますので、もちろん、そのまま埋め立てるということではございません。

柳主査 一応、希硫酸とかは抜くということですか。

早瀬委員 日本なんか、非常に慎重にやっているんですけれども、そのあたりについて。

加藤氏 まず、エネルギー自身が、廃棄物の処理に当たっては、マニフェストを導入しますと言っています。要するに排出業者自身の責任をちゃんと明確にし、途中、不法投棄とかないように管理することが明記しています。ご指摘の廃バッテリーはどう

するのかというお話ですが、先ほどの説明のとおり新設であり、具体的な方向としてリサイクルし、残渣は最終処分する記載に留まります。ナボイと同じ事業者ですので、ナボイのように電極盤は一時的に発電所内で保管して、適切に業者で再資源化し、最終的な屑は埋め立て処分されています。基本的にトゥラクルガンに対しても、同様の対応になるかと理解しています。

柳主査 よろしいですか。ちなみに廃バッテリーというのは、クラスの何に当たるんですか。

加藤氏 ナボイではクラス1です。

柳主査 蛍光灯とか同じように、水銀蛍光灯と同じような処理になるということですね。

加藤氏 そうです。

柳主査 それでは、12から13。

原嶋委員 基本的には結構ですけども、1点だけ確認ですけども、飲料水の先ほど取水は井戸水からというふうに伺いましたけれども、排水の場合はGCNではないというふうに先ほどおっしゃっていたんですけども、それ以外だとどこになるのか、ちょっとはつきりしないんですけども。今、地図を見た限り、地下でも浸透させるより、他にあまり出すところがないような感じがするんですけども。

加藤氏 取水はGCNから、プロジェクトの排水もGCNです。

原嶋委員 発電所所員用宿舎への飲料水パイプラインですけども、これについての取水は、先ほど石田先生のご質問の中で飲料水……井戸からおっしゃっていたと聞いたんですけども。下水の処理先はGCNではないというふうにおっしゃったんですけども、それ以外は。

中村氏 宿舎は先ほど言ったトゥラクルガン・ディストリクトの下水処理場です。

原嶋委員 公の下水処理場に出すということですね。わかりました。そこはうまくいけるとかはまた。

柳主査 13はよろしいですか。

原嶋委員 結構です。

柳主査 14は私ですけども、選定地点の具体的な評価ということで、評価項目について取り上げておられるので、その中で最適案だとして選定したという話ですね。

こういった電源立地の場合の評価項目について、大体こういうようなここに回答で取り上げられているような評価が一般的なのでしょうか。

岡野氏 評価項目としては、これは一般的だと思います。

原嶋委員 結構、この調査では、プロジェクトコスト、あと経済的な分析とか、財政的な分析が結構メインで、いろいろとやっておられるようなので、ここに書かれた項目というのは、そういった評価を重視して地点の選定をやっているというような理解でよろしいのでしょうか。

加藤氏 一点、補足ですが、表 8.6.2-1 の中で、五つの候補地点で一番がトゥラクルガンです。先ほどのご指摘にありますインフラやお金の他に、ランドクオリティーという項目があります。この表の備考欄のところに記載してありますが、これは環境面の指標の一つです。要するに、自然的な側面でいい土地なのか、あるいは悪い土地なのかというポイントです。従って環境面にも配慮して検討されていると理解していません。

柳主査 わかりました。

それでは、続いて 15、原嶋委員、お願いします。

原嶋委員 これはこれで結構です。

柳主査 それでは、16 の早瀬委員、お願いします。

早瀬委員 章の 94 ページなんですけど、発電方法の比較のテクニカルアスペクトのところ、建設期間、テクニカルアスペクトというと、何か建設期間のみが書かれているような印象で、それくらい重要なのかなと思いながら、ちょっと疑問に思ったんですけども。コンバインドサイクル、左のほうはガスタービンジェネレーションが可能だと。その後、コンストラクションピリオドに結びついて、短いんですけど。右のほうは、コンストラクションピリオドがより長期になりますということで、その理由はここに書いていただいたようなことなんでしょうけれども。テクニカルアスペクトというと、もう何か十分に検討されたのかなというふうな疑問を覚えてしまったんですけど、建設期間だけしか書かれていないので、なんかとってつけたような感じがするんです。

加藤氏 私では、技術面のところで少しご説明不足になるかもしれませんが、基本的に設備の点数、工数が、比較的コンバインドサイクルは少ないというお話を聞きました。つまり設置にかかわる期間が短くなる。工事期間という視点、その背景には設備の組み立て数が少ないと聞いています。

早瀬委員 わかりました。

岡野氏 ちょっと補足しますと、実施機関であるウズベクエネルギーは、このプロジェクトの早期完成を非常に期待しておりまして、一般的にコンバインドサイクルプラントは同出力のコンベンショナルプラントよりもかなり建設工期は短くなります。そういったメリットを重要視しています。他にコンバインドサイクルプラントのプラント効率が非常にいいということは、地球温暖化防止にもつながるといったメリットもございます。

早瀬委員 わかりました。

柳主査 それでは、続いてスコ어링マトリックスに移ります。

17 番、作本委員お願いします。

作本委員 このアクセス道路をこのスコ어링マトリックスに載せてないんですよね。その理由として、今、91 ページに若干触れてあることは私のほうからも伝えて

おいたんですけれども、もう一つは 章の 185 ページで、このアセスの手続の中で確認したからというような説明があります。そういうご回答をいただいたんですが、にもかかわらず、やはり私も今改めて 章の 185 ページで、EIA でアクセス道路について何を取り上げたかというところをちょっと読んでいたんですが、やはりこれは建設時、6 カ月間かけてつくるアクセス道路にかかわる、水はけをよくするための側溝、そういうものをつくるとか、あと建設に散水、スプリンクラーによって水をまくとか、そういうようなことは書いてあるんですね。建設費にかかわるものは書いてあるんですが、アクセス道路は将来的にこれ潰すわけではないと思うんですね。継続的に使うんだと思いますので。そういう意味では、建設時だけの環境影響だけをこのアセスの中では整理されているというように見ることができるとは思いますが、やはりスコーピングマトリックスから外すというのは、どういうものなんでしょうか。というのは、他のこの送電線だとか、関連する他の施設については、スコーピングマトリックスで横並びで入れているわけですね。アクセス道路はいわゆる建設期間だけの影響だから、この地域があまり人が住んでいない場所だということはおわかりいただけますけれども、どのようなお考えだったんでしょうか。

中村氏 発電所と送電線は JICA 資金で行われる事業です。それからアクセス道路、従業員の宿舎、消防事務所などは実施機関が独自の予算で行われますので、JICA のローンでは行われません。ただし、その道路がないと発電所へ行けませんし、その道路も発電所がなければつくりませんので、これは不可分一体事業として取り扱っています。

EIA レポートもつくっているのはわかっていました。不可分一体事業については EIA レポートのレビューだけをするということになっていきますので、スコーピングは行いません。スコーピングというのは我々が調査に入ったときに、どんな調査をやるかというのを確認するためのものですが、今回は EIA のレビューということになっていたので、あえてスコーピングは行いません。

作本委員 逆に JICA さんにお伺いしますけれども、不可分一体事業で、なぜこういういわゆるスコーピングとは同列には調査しなかったという、積極的な理由はあるんですか。東電さんのほうの本体のほうの仕事ではないというんならば、JICA さんはこれを。

中村氏 今回はたまたま実施機関が同じですので、不可分一体事業といっても本体事業と同じレベルの情報を得ることはできないことはないと思いますが、全然違う実施機関の場合では、本体事業と同じレベルの情報が得られるかといったら、それは難しいと思います。

作本委員 アクセス道路をつくられるんでしょう、6 カ月間かけて。

中村氏 今回の場合は。

作本委員 JICA さんの主体でつくられるわけですね。だから JICA さんはそれを

不可分一体のということでもって、同列で仕事をやらなければいけないという、そういうガイドラインの規定になっておりますので、JICAさんのほうはいかがなんでしょうかというふうに、逆に。

原嶋委員 今回の説明はあまりよくなくて、そこだけ EIA があるから、それを確認するだけという説明はちょっとあまり適当ではないので、むしろ EIA を引用して、適当であれば報告書に取り込むとか、そういう対応のほうがスマートなような感じがすると思います。今、そこだけ一体だけれども、EIA で別にやっているから、そこを確認しておしまい。他のところはでもそうではないと、そのこの区別はちょっと説明がしにくいので、これは審査部のほうの判断もあると思いますけれども。

柳主査 言葉の問題と、それから本対象事業といったときの言葉の使い方、これでは一応本体事業とそれから附帯事業で二つに分けて、アクセス道路は附帯事業に入れてはいますけれども、本事業というのはこれ全体を指すという意味で考えると、アクセス道路もやってきているわけですね。いろいろとこの調査の対象として。附帯事業についても全部やっているわけですね。EIA を一応入れて、その射程に入れてやってきているわけですね。

中村氏 EIA は別になっています。

柳主査 EIA は本体事業と記述された項目だけやっていて、そのアクセス道路とか、附帯事業と書かれたものは別にやるということで、今度のドラフトには入れていないということですか。

今度のドラフトにも一部入れていますよね。

中村氏 入れています。

柳主査 ということは、この本対象事業としては、両方見てやっているということ、それは不可分一体だから両方見ているのだという議論につながっているのではないですか。ガイドラインでは、不可分一体としてアクセス道路がなければ、この建設事業をやったってそれはどうするのですかという議論になってしまうから、それは不可分一体として、当然評価の対象にしているわけですね。審査の対象にしているわけです。

篠田 ちょっと私も全部を理解して言っているわけではないので、議論を聞いた中での整理なんですけれども、まず、JICA の場合、不可分一体事業とする場合は、その不可分一体先の環境社会配慮もしっかり我々のほうで確認しなければいけない。その確認方法としては、EIA が作られている場合は、その EIA を確認して、それが一般的な基準、国際スタンダードに合っているかというところを基準にするんですね。不可分一体になっているから、そのスコーピング、必ず入れてください、本体事業と同じような形でスコーピングせよとか、そういうことではなくて、環境社会配慮文書から、適切かどうかを確認するということになります。なので、もしここで不可分一体事業だということで判定されれば、その不可分一体先の EIA なりを確認してレビューを

して、適正かどうかというのを見るとというのが、JICAの確認になります。

作本委員 JICAさんが確認すべき範囲はもうちょっと広くとっていただいて、それを例えばスコーピングのところに米印でも、これは直接ここに今回かかっていない事業ですよと言ってくれればそれでいいわけで、あまり不可分一体の議論を展開をしようとする、これも事実上なのか、理屈上なのかという、混乱の中に入っていきと思います。そういう意味では、先ほど原嶋先生がおっしゃったような考え方と同じなんですけれども。交通整理していただいて。

篠田 そうですね。ちょっと話を聞くと、不可分一体なのか、本体事業なのかというところがごちゃごちゃしているような、すみません、私も全部中身読んでいるわけではないので、今整理はちょっと難しいんですけれども、要すれば、いろいろな事業が多分附帯している中で、不可分一体なのか、そうではないのかというのがちょっとわかりづらい記載になっているのかなというふうに思いますので。

作本委員 アクセス道路について、若干触れているんですね、これ九十何ページかで。一番肝心な我々が注目すべきスコーピングマトリックスの中では、項目から、他の送電線とはいえ、どこは入れてあるけれども、送電線もアクセス道路も同列に考えますよね。だったら事業としては一体であるけれども、事業主体が違うからというようなことで、説明を加えていただければわかるわけで。

篠田 わかりました。そこはやはりクリアにわかるように、ちょっと不可分一体って、他の事業でもよくごちゃごちゃしますので、そこは基本的にわかるように、しっかりと記載を。

作本委員 わかりやすいように、どこまでが主管、対象とする事業だということでもよろしいのではないかと思います。

柳主査 それでは、17番はそういうことで整理していただくということで、18番。

原嶋委員 同じで結構です。

柳主査 はい。19番はいかがでしょうか。

早瀬委員 結構です。

柳主査 それでは、20番お願いします。

清水谷委員 20番と21番ですけれども、回答いただいた中身で結構です。問題ありません。ありがとうございます。

柳主査 では、22番、23番もこれで結構です。

では、24番。

原嶋委員 24番、25番とも、ファイナルレポートに追記していただくということで結構です。

柳主査 25番。

原嶋委員 結構です。

柳主査 では26番。

作本委員 26 番、結構です。あと、次の 27 番、よろしいでしょうか。

柳主査 27 番。

作本委員 27 番は、陸上生態系への影響ということで、この近くに生き物はいないからということで、ご回答のように、悪影響は想定されないと判断していると書かれてはいるんですが、どうなのでしょう。このあたりは IUCN に載ってくるような生物もいない。周りは荒れた地域であるということで、保護対象となるような生態系は少ないということなんですが、そのまま文字どおり受け取ってよろしいものですか。

加藤氏 基本的に、いただいた資料、市からいただいた資料、我々、調査団が調査した結果によって、そのような場所ではないということを確認いたしました。

柳主査 現地踏査されているのですよね。皆さん方が。

加藤氏 はい。

柳主査 わかりました。どうもありがとうございます。

原嶋委員 ちょっと今、関連して、後ほど出てくるんですけども、ステークホルダーミーティングのときに、植生についての質問が幾つかあったようなことで、ちょっと現地の状況と、その質問の趣旨、ちょっと質問の趣旨が詳しくは載っていなかったのので、私の理解も十分ではないんですけども、今、作本先生のご指摘との関連で、住民が懸念している植生の問題点というは、これとの問題の関連が何かあるのか、それがちょっと気になっているんですけども。

加藤氏 これは後ほど 47 番のご質問のときにご回答しようかと思っていました。基本的に、住民が心配しているとか懸念しているというスタンスではなくて、あくまでも発電所内にどんな樹種を植えるんですか、どのくらいのエリアを植樹するんですかといったご質問です。ご質問者自身の自然環境への懸念とか、そういった類似のご質問ではございません。

柳主査 それでは、28 番、早瀬委員、お願いします。

早瀬委員 これもどこかで SOx については、硫黄分の含有量が粘度によって決まるという記述が書いてありまして、その後最後に、モニタリング項目の中に SOx が入っているということで、その間のつながりが見えなかったものですから。粘度によって異なる。しかもここに書かれてあるように、これはもし入っていても、極めて低い値なんだというような記述があったうえでモニタリングをしますよというんだったらよくわかるんですけども、その真ん中、つなぐ記述がちょっと見つからなかったものですから。

加藤氏 モニタリングの項目ですが、基本的に SOx のモニタリングは入れておりません。それはご回答の部分にもありますが、調査団が入手したデータによれば、硫化水素分として 0.005g/m³ くらい含まれているというデータがあります。これをもとに計算したところ、NOx の排出量の 100 分の 1 程度です。この 100 分の 1 程度とは、ガウシアモデルによる拡散予測によれば、予測濃度でも 100 分の 1 になるということで、

ほとんど影響がない、というようなストーリーで、ご回答させていただきました。

早瀬委員 この回答の中で、少し気になったのは 100 分の 1 というところなんですけれども、二酸化窒素に比べて 100 分の 1 だから影響は小さいというの、ちょっとよくわからないんですよ。それぞれの物質によって影響の発現するレベルが変わってくるわけですから。比較すべきなのは窒素酸化物の場合の基準値に比べてだとか、WHO のガイドラインに比べてだったらよくわかるんですけれども。

加藤氏 テーブル 8.5.1-4 に、大気拡散予測結果がございます。これは窒素酸化物についての予測結果です。数値として一番高いところでも、18 μg です。エミッションに比例しますので、硫黄酸化物の予測濃度は 100 分の 1 の 0.18 ぐらいです。

早瀬委員 わかります、それは。

加藤氏 基準値ですが、この国は SO_x のほうが、NO_x よりも少し高い値です。

早瀬委員 ちょっと高いよね。

加藤氏 はい。十分基準値を下回るようになります。

早瀬委員 ちょっと高いぐらいだから、100 分の 1 だったら、十分安全だということなんでしょうけれども。

加藤氏 はい。そういうストーリーでご説明させていただきました。

早瀬委員 事実関係ですけれども、そうすると、硫黄酸化物については低いんだという認識があって、モニタリングにも入れません、ということよろしいですか。

加藤氏 はい。

早瀬委員 それをどこかに書いていただくことはできますかね。このレポートの中に。要するにレポートで書かれているのは、燃料種によって変動しますよとしか書かれていなかったように私思うんです。そのまま終わってしまったのは、アセスメントになっていないという。

加藤氏 わかりました。ご指摘を受けまして、例えば 28 番の回答のような趣旨を、評価の中に入れるということで直していきます。

柳主査 それでは、続いて 29 番、お願いします。

早瀬委員 大気汚染、これはモニタリングですよ。99 ページの 8.7-1 は、frequency のところに、continuously と書かれているのが、その mitigation measures の最後に、monitoring どのこうのというのがあって、それで frequency が continuously と書かれているので、monitoring が continuously と読めてしまうんですけれども、この frequency の書き方が少し雑かな。

加藤氏 そうですね。確かにちょっと頻度という項目では。趣旨として、実施機関は、状況に応じて都度、対応するという意味があります。

早瀬委員 要するに永続的にやりますということと連続的にやりますということは違うので、期間なのか、それとも frequency なのか、ちょっと区別して。

加藤氏 frequency は修正させていただきます。実施機関の姿勢として、常に対応し

ていくという意図であり、記載は修正させていただきたいと思います。

柳主査 それでは、次に、環境配慮のほうに移ります。

30 番、作本委員、お願いします。

作本委員 ご回答で一応満足なんですけど、規制値、夜間の 45dB という数値が示されておりますので、基本的にはそういう表現で、夜間のこの事業実施を行わないとって、夜間の騒音、影響は生じないものと考えられるとか、みなされるとか、そういうようなことで入れていただくと、夜間は基本的にというようなことで、あるいは原則的でも構いませんから、思われるという、そういうふうな何かやわらかい表現でやったらいかがかと思います。

加藤氏 評価のほうで、そのような記載させていただきます。

作本委員 やる気は基本的にはないよと。ただ、突貫工事とかありますから、それは場合によっては考えるということ。

31 番もすみません。私もこの天然ガスの焼却というか、燃やすことによって、どういう物質が出てくるのかよくわからないんです。はっきり言って素人でわからないんですけれども。ここにご指摘いただいたように、NOx とか、窒素酸化物、あるいは煤塵は出てこないということなんですけど、ただ、よくいろいろな焼却炉で、フレアというんですか、燃やしていますよね。よく天然ガスの中にはどういう物質が出てくるのかということで、私もちょっと来る前にネットで調べていたら、それぞれの国の天然ガスによって、成分が違うというようなことを、本当に素人で申しわけないんですが、見たんですけれども。そういう意味では、例えばフレアというようなことで燃やしてしまって、汚染物質が周辺に拡散しないというような、そういうことも考えておられるんでしょうか。ちょっと素人質問で申しわけないんですけれども。

加藤氏 フレアスタックは、例えば化学工場とか製油所等にあります。例えば大気に排ガスを放出する前に、化学物質を燃やしてしまうものです。今回は、あくまでも天然ガスを利用した火力発電所です、基本的に排ガスには天然ガスを燃焼したのになります。天然ガスは、メタンが 93%程度で、あとはエタンといったいわゆる炭化水素系です。他に先ほど早瀬委員からご指摘がありました硫化水素が、 $0.005\text{g}/\text{m}^3$ が含まれています。硫黄酸化物についての評価は、先ほどのとおりの記載とさせていただきます。ダストは基本的には天然ガスから排出されません。

作本委員 どうもありがとうございます。

柳主査 それでは、33、34 についてはこれで結構です。

35.....

作本委員 32 はそれで結構です。

原嶋委員 次、35 も追記していただくということで結構です。36 についても追記していただくということで結構です。

柳主査 37、お願いします。

清水谷委員 37 も追記していただくというコメントをいただいていますので、結構です。

柳主査 38、同じく。

清水谷委員 38 もご説明であったんですけども、警備員による地元住民への暴力行為等にかかわる脅威というところを、もう少し説明していただいてもよろしいでしょうか。想像ができない。

加藤氏 チェックリストには、警備員による地元住民への暴力行為が明記されています。これを参考にし、回答とさせていただきます。

柳主査 よろしいですか。

それでは、39をお願いします。

原嶋委員 39 番はこの数字によって大分結果は変わってくると思うんですけども、この二つのアイテム、係数ですか、数字は、信頼性を確認したいんですけども。これは外部の何らかの信頼できる数字を引用しているということではないんですか。39 番ですね。

板垣氏 Conversion factor というのは、同じエネルギーである電気を熱に換算する係数でありまして、特に出典根拠はありません。

原嶋委員 それは捉え方によって変わる根拠ではないんですか。

板垣氏 基本的な物理学の法則です。

原嶋委員 わかりました。

板垣氏 もう一つの Net generation efficiency は、Heat Balance、Mass Balance からの計算値であり、報告書の Chapter6 に計算条件も含め記載した値を引用したものでございます。

原嶋委員 要はその係数が信頼度できるということであって念のために、他の係数の出典はきちっと書いてあったんですが、そこだけ抜けていて、そこが変わると大分結論は変わるようになるとかあれなので、確認をお願いします。

40 番も特にこれで結構です。

柳主査 それでは、次に社会配慮のほうに移りたいと思います。

41 番、石田委員からお願いします。

石田委員 回答ありがとうございます。結構です。

柳主査 内容はこれでよろしいですか。

石田委員 はい。

柳主査 では、42 番、43 番、44 番。

原嶋委員 42 番、43 番は結構ですけども、44 番でちょっとこれは審査部に確認したほうがいいのかもしれませんが、土地の使用権のない果実の栽培についての補償というのは、土地の使用権のない住民はガイドライン上は保護するという前提だと思ってしまうんですけども、土地の使用権のないいわゆる経済活動とか農作物は、ここ

では違法行為なので、先方政府の方針としては補償をしないというようなことが書いてあるんですけども。ガイドライン上の取り扱いとしては、土地の使用権のない果実の栽培というのは、どうされるのかされないのか、ちょっと確認したいんですが。

柳主査 それでは、事務局。審査部のほう。

篠田 すみません、ちょっとお待ちください。ガイドライン上、ここはウズベキスタンが土地の所有権というのを認めていない国ですので、使用権という言い方になってございますので、ちょっと混乱をしないように申し上げますと、つまり土地の使用権あるなしというのは、土地を持っている持っていないというのとほぼ同義になります。ガイドライン上は土地の利用権、使用権なり、その権利を持っている者に対しては、正規の補償という形で補償をします。これは当然です。一方で、土地の利用権、使用権がない人たちについては、補償ということではなくて、何らかの支援をなさないと。つまり、非合法住民としてそこに居る人たちをどかしてしまうので、その人たちに生活のインパクトが大きくないように、補償という権利は持たないものの、何らかの支援をなさないと。その支援の内容については、十分協議をしたり、適正な水準になさないと、こういうような形ではガイドラインで定めている、世銀の OP4.12 の中で定められているものになります。

今回のものについて言いますと、土地の権利を持たない、つまり補償の権利はないんですけども、非合法でいるんですけども、何かをつくっている人が、勝手に入り込んでつくっている人がいると。その人たちに対しては、果実なり何らかをつくっている、いわゆる上物に対する補償という言い方ではいけないんですけども、支援、キャッシュなり何らかの補填をします。かつ、彼らは土地の使用権はないんですけども、移転地に行きたいと言えば、移転地に行くことができ、かつ、移転地の正式な使用権、正式な所有権ですね、それを申請したいと言えば申請ができるような形になっています。つまり、非正規の方が正規になるチャンスを与えているという意味では、比較的手厚い支援になっているのではないかなというふうに思います。

原嶋委員 では、簡単に言うと、土地、使用権か所有権かそこは別としても、権利を持っていなくても果実を栽培している、経済活動している人たちに対しては、一定の保護はするということですね。

篠田 そうということです。

原嶋委員 保護の内容は若干違うという捉え方でいいんですか。

篠田 はい。

原嶋委員 それは、JICA のガイドラインに一致しているということですね。

篠田 そうですね。違反はないということです。

柳主査 44 もいいですか。よろしいですね。

では、45 ですけども、これは私の質問ですが、補償関係ですよ。これは今、審査部が説明したような内容で、その使用権を持っている持っていないにかかわらず、

同じような補填はされるという理解でよろしいですね。

それでは、46、作本委員、ステークホルダー協議・情報公開というところでお願ひします。

作本委員 私のほうの質問の 4 行目あたりにちょっと誤植があって、申しわけありません。私がステークホルダー協議で気になったのは、英文でのドラフトファイナルの中で、文字どおりそのまま読んだ場合に、最終的にはサマリーレポートを通して住民向けに回答される。また、さらにメディアでも公開される仕組みとなっていると、こういうような書き方になっていたんですね。これをちょっと逆読みしますと、サマリーレポートを通してレポートを出しましたよ、渡しましたよという形での住民向けの回答ですという、そういう紋切型の方法にならないのかなと、文章上ちょっと気になったところです。これに対していただいた回答のほうは、LARAP の作成に当たっては、コンサルタントが直接説明しますということが書いてあって、私のほうの住民協議のやり方は、やっぱり面と向かって住民に情報提供するとかという、そういうやりとりはないのかなということ、いまだにちょっと疑問として残っているんですが、いかがでしょうか。英語の文字づらをそのまま捉えてちょっと申しわけないとは思っているんですが、いかがでしょうか。

加藤氏 JICA 調査団では、これまで 2013 年に、実施機関自身によって 2 回説明をしました。その概要につきましては、EIA レポートに書かれています。その後、聞き取り調査で、コンサルタントが具体的に土地収用などを受ける affected people に対して、個別に説明をしています。2014 年になりまして、2 月、4 月と JICA 調査団自身が、実際にステークホルダー協議に同席させていただき、説明いたしました。

基本的に、そういったやりとり、場の雰囲気を通して、住民の方は早く日本のいい技術を導入して欲しいということが何となく感じとれました。あくまでも感覚ですけども。あと、市長がもしこの場で言えないようなこと、例えば不満があれば、市のほうに個別に訴えてくださいといったことを冒頭のご挨拶にありました。こういったことから、紋切型、一方的、あるいは高圧的ということを感じとれることはなかったと理解しております。

作本委員 そうしますと、このサマリーレポートを通して、住民向けに回答されるというのは、サマリーレポートを通さないと回答されないのかというように、逆読み、私、するので、表現だけの問題かもしれない。英語だとそう書いてあったので。

加藤氏 それはあるかもしれません。

作本委員 サマリーレポートなどを通してということ考えていいんですね。レポートをぼんと渡して終わりという意味ではないですね。

加藤氏 そうです。

作本委員 わかりました。表現だけのことだけですけども、どういう対応されるのか、ちょっと神経質にはなるところですので。わかりました。

柳主査 では、47 番、原嶋委員お願いします。

原嶋委員 特にこれで結構です。

柳主査 では、48 番、石田委員。

石田委員 速報を書いていたいただいてありがとうございます。今回、140 名で比較的女性が多いように思うんですが、特に女性からは何か、女性の視点というのはまた男性とかなり違う意見が出がちなので、何か際立ったようなことがあれば教えていただけないか。

加藤氏 女性からの質問がございました。実は 2 月のときも同じ方が質問されました。その内容は、やはり自然環境に関するもので、影響はないですかという内容の質問でした。今回、これまでのレビューと再評価等を JICA 調査団が実施して、特段問題はございませんというご説明をさせていただきました。

石田委員 わかりました。もう一点、これに関連して、ファイナルレポートにはこのセカンドステークホルダーミーティングの概要と詳細というのは、記載されることになっているのでしょうか。今、ドラフトファイナルを私たちは見ているんですが。

加藤氏 そうですね。まだ、お示しはしていませんがファイナルレポートには、この内容について、既に記載の準備をしております。

石田委員 わかりました。そういう質問も含めて、よろしくお願いします。

では、続けて私あと三ついきます。

柳主査 どうぞ。

石田委員 49 番、お願いします。ありがとうございます。50 番もわかりました。理解しました。次は清水谷委員と同じことなんですが、では先に私のほうから。

やっぱり気になったのは、写真を拝見すると、非常にきちんと並んでいて、壇が高く距離があるので、こういうところで本当に意見を言えるだろうかということなんです。それに対してご回答をいただいておりますが、まず一点申し上げたいのは、ご回答の真ん中あたりに、別のプロジェクトでもという、4 行ほどありますが、この別のプロジェクトと比較してほしかったわけではないです、私は。だからそれはわかります。別のプロジェクトでやっている形式と比較して、これはイレギュラーではないというのはわかるんですが、さはされども、それはよくわかりました。でも、それはステークホルダーミーティングの質を保證するものでは全くないんです。だから、環境社会ガイドラインに照らし合わせて、参加するいろいろな方々が関連、ここだけではなくて、関連を受ける人たちがきちんと計画プロセスに物を申せる、それが反映できるかどうかというところがポイントなんです。そこら辺はちょっとやはりいまだに気になっています。とりあえず、以上です。

清水谷委員 同じものなので、私のほうも今説明させていただきたいと思っておりますけれども、私も石田委員がおっしゃられたように、この会議のやり方で、参加者がかなり多い中で得られた質問というのが、数として少ないイメージを受けます。せっかく

のステークホルダーミーティングなのに、本当の意見をしっかり吸い上げ切ることができたのかどうかというところですが、何か十分にはできていないのではないかとこのイメージを持ちました。通常のやり方と言われればそうなのかもしれないんですけども、もう少し工夫をして、例えば何か少人数のグループに分けて意見を出しやすい環境をつくるとか、もっと積極的に意見を収集できるようなやり方を、検討されたほうがよいのではないかと思ったんです。

柳主査 いかがでしょうか。

加藤氏 一点、補足ですが、先ほどのご指摘のとおり小グループ、あるいは女性だけであれば、意見が言いづらいとか、そのような配慮も確かにできるかもしれませんが、4月のときは、40名ほどの女性も参加され、子どもも来ていました。4月の説明会では、土地収用によって、建設中の家が取り壊されてしまう女性の方が、マイクを持って具体的に質問する場もありました。確かにご懸念もあるかと思いますが、繰り返しになりますが、全体的な住民の方々の雰囲気には、違和感のあるようなものはないと理解をしています。

石田委員 では、先に。特に私、こだわっているわけでも何でもありませんけれども、やっぱり調査には量的なもの、質的なのものが二つあって、質的なのはどうしても個別を追わなければいけないんです。おっしゃるように、グループとして量的なものとしては強い意見を言いたいグループと、それからほとんど意見がないグループと分けたりするんですが、清水谷委員も書かれているように、このようなやり方だと、やっぱりどうしても意見を言える強い意思の持ち主だけが目立つことになるので、やっぱり懸念としては、本当に言いたかったけれども、実はちょっと言いづらかったというところはないのかなというのは若干懸念が。最後に、市長からは説明会の場で、苦情があれば政府に申し出てほしいと言って説明がありましたと。やっぱりこの苦情があれば申し出るというのは、やっぱり強い意思と力を持っている人だと思うんです。日本でもそうだと思うんですが、文句あったら市役所に言ってくれと言われて、なかなか市役所に私たち行けませんよね、仕事しているし。行こうという意味も持てないし、仕方ないなと思うことも多いと思うので、やっぱり環境社会配慮はもう一歩進んでいるんです。途上国の弱い人たちというのは女性だとか、なかなか意見を言えない。そういう人たちの意見を拾って、よりよい計画をつくらうというところがあると思いますので、そこら辺、ちょっと組んでいただければというふうには思っています。

篠田 多分、どちらかというところ、全体的なステークホルダー協議をいかにやるか、効率的に、また貴重な意見をどう吸い上げるかといったご意見に近いのではないかなというふうに思います。もちろん、個別のプロジェクトでそれぞれ対応するというのが方針ではありますが、全体としてやはり、ちょっとウズベキスタンがどういう国、どういう特性を持っているかによるとは思うんですけども、なるべくそういう細かい意見は言っていただけるように、少人数グループをやるとか、そういった工

夫をなされたほうがよろしいのではないかというご意見だと思いますので、今後、多分ステークホルダー協議は、まさに環境社会配慮の社会面の核なので、審査部のほうでも、今ちょうど運用見直しのほうもやっておりますので、その中でも反映させていくという必要があるのではないかというふうに思います。

一方で、私も他の国で経験したところはあるんですけども、こういうふうに大多数集めても、ものすごいたくさん意見を本当に言う国もあるし、市長がこのように言えば、もう誰でもアクセスするような国も実はあったりして、本当に国によってそれぞれなので、このやり方が悪いというわけではないとは思いますが、それは国の背景、特性に応じて、やる必要があるのではないかなというのが同意するところですので、そこは少し全体の意見としての反映を、今後の運用見直しのところでもさせていただければなと思います。

一つだけこのプロジェクトについて補足すると、これも審査部もステークホルダー協議については非常に目を光らせて見ておりますけれども、どうも EIA での公聴会が 2 回昔にあって、そこでかなり理解を得られたらしくて、そこで相当の合意形成みたいなものが住民の中で図られたやに聞いております。また、その別プロジェクトでもというところところが若干語弊があったかと思うんですけども、これを書いた趣旨というのは、ウズベキスタンでこのやり方というのは、慣習的にはそんな特殊なことではございませんということを多分述べようとされていることでございますので、今回、ガイドラインと照らし合わせて、この形式でやって幾つか意見が出てきたものが不十分だったかという、そこまでは言い切れない。むしろ 2 回公聴会をやって、ある程度意見が出尽くされたのではないかなというふうに考えております。この点については、審査等でもまた JICA のほうで確認する必要があるとは思っておりますけれども。

石田委員 もし、そのような背景があるのであれば、それはぜひドラフトファイナルレポートに、このステークホルダーミーティングの正当性を担保する意味で、ぜひお書きになれることがいいと思います。せっかくですので。

篠田 そうですね。いずれにしろ第 2 回目のほうのも書いてございませぬので、ここはしっかり反映していただけるようお願いをしたいと思います。

柳主査 マスコミを通じて、地域住民は新聞を通じてということでしょうか。

加藤氏 はい、おっしゃるとおりでございます。

柳主査 地元の新聞。

それでは、よろしいでしょうか、今のところは。次にその他、53 から行きますが、作本委員、お願いします。

作本委員 53 はありがとうございます。私のコメントですから、これで結構です。

柳主査 では、54、石田委員。

石田委員 54、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

柳主査 55、作本委員。

作本委員 GAP について、よく調べていただいて、これはこれからの我々の参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

柳主査 56、石田委員。

石田委員 すみません、また定義なんですけれども、Poor people の定義は、世銀の定義だったり国の定義だったりするので、それを教えてください。

加藤氏 基本的に最初のスコーピングの段階で、JICA ガイドラインにのっとった形で、Poor people という点を実施機関に問い合わせしました。具体的な数値そのものの情報は得られておりませんでした。具体的な数値、例えば 1 日 1 ドル、1.25 ドルといったような具体的な数値の言及はされていません。ただし、実施機関が作成した EIA レポートには JICA ガイドラインに従って GAP 分析が記載されており、こうした点を鑑みますと、一定の数値となる根拠をもって検討されているのではないかと考えてはおります。定量的な数値は把握しておりません。

石田委員 わかりました。それでしたら可能であれば、冒頭で後でお返事、メールでいただけるといった定義と合わせて、そのときにでもいただければ結構です。お願いします。

加藤氏 わかりました。

柳主査 それでは、一応検討しましたが、1 時間過ぎましたので、ちょっと次の段階に行く前に、10 分ぐらい休憩をさせていただきたいと思いますので、再開は 48 分ぐらいにしたいと思います。お願いします。

(休 憩)

柳主査 それでは、助言案文を構築するために、各質問から、残す部分、残さない部分を明確にしていきたいと思います。

まず、1 について。

早瀬委員 1 番、2 番は残しません。

柳主査 はい。3 番はいかがですか。

早瀬委員 これは残します。

柳主査 具体的にはどう書きますかね。

早瀬委員 そうですね。BOD、排水の有機性汚濁に与える影響、排水の……排水中に含まれる BOD 等による汚染についての対策について確認したうえで、ファイナルレポートに記述する。

柳主査 BOD 等による影響について確認し、ということ。

早瀬委員 いいです。

柳主査 確認し……

早瀬委員 了解。

作本委員 すみません、ちょっとここで私、関連で申し上げさせてもらった重金属

関係、ここを「等」で含めてしまってもよかったんですけども、できれば全てとは言いませんけれども、主な重金属類についても測定を行うということで。

柳主査 括弧して、重金属等を含むと。

作本委員 全てとは言いませんけれども、主要重金属って。

早瀬委員 BODで括弧というのも変だよな。BOD、ポツ、点だね。

作本委員 影響を確認でよろしいですか。測定してくださいと言ったほうがいいのかな。

柳主査 測定しないとわからないじゃないですか。確認できないですよ、測定しないと。

早瀬委員 測定するのも影響を確認するためでしょう。

作本委員 ではいいです。わかりました。

篠田 この趣旨は、影響を確認するというので、測定をしてくださいということですか。それとも。

柳主査 測定しないと確認できません。

加藤氏 今後、詳細計画の中で、BODを実施してくださいという方向で持っていったらいかがでしょうか。今の段階では、生活排水をまだ外部に排水することを、現行計画ではっきりしていません。排水するならば、当然、モニタリングの監視項目に入れます。先ほどの重金属は、また別問題ですが。

作本委員 私が懸念しているのは、例えば、大腸菌は今出ていないけれども、だったら今ゼロだというふうに入れておいていただければ、それで今後との比較の材料は用意されるのではないかなという、そう意味でやるんですね。例えば重金属はもう自然で入っていれば、それはそれで測定値として残しておけばいいんだという。

柳主査 では、排水中にBOD、重金属等が含まれる場合には、その影響について確認し、ということですね。含まれる場合というふうに。

早瀬委員 BODは含まれるんです。重金属は含まれないから、ちょっと取り扱いが書き方が少し複雑になってしまうから、分けて書いたら……

柳主査 含まれるのですか、BODは。

早瀬委員 BODはもう生活排水から絶対出てきますから。

柳主査 これも排水はしない、運河には排水しないという話ですよな。

早瀬委員 それはわからないんですよな。

加藤氏 そうですね。詳細設計の段階で最終的に決定されます。今の段階は、再利用です。

原嶋委員 生活排水は、公の下水処理場に入れるという。

加藤氏 発電所内では再利用です。

早瀬委員 そうしたら、排水中……BOD等について適切に処理をし、放流されるよう指導すること、確認すること……排水は書かないほうがいいかな、排水しないかも

わからないから、適切に処理するよう確認すると。指導・確認すること。

加藤氏 冒頭に、例えば生活排水を GCN に排水する場合ということを記載してはどうか。

早瀬委員 それは、排水する場合というのは、公共処理施設を通して排水する場合。

加藤氏 公共水域と言いましたが、GCN に排水する場合です。

早瀬委員 GCN に排水するかどうかかわからないですけども、先ほどの公共下水道的な言葉がありましたね。そこへつなぐという。でも、それはまだできるかどうかもはっきりしない。だからその辺をきっちりここに書かれているように指導・確認していただければいいんだと思うんですけども。

加藤氏 今のご指摘は、発電所の話と、発電所用宿舎の話が二つあります。

早瀬委員 そうなんです。

加藤氏 ご指摘にありますこと整理します。

作本委員 すみません。後半のほうの重金属の主語が、どこの重金属って、この河川ですよ。工場から出るわけではないというのはわかっていますので。

柳主査 排水中に、ではないですか。

作本委員 排水中でいいのでしょうか。あるいは河川中に。

柳主査 排水中でいいのでしょうか。

作本委員 排水中になるのでしょうか。バックグラウンド、この自然の中であるデータをあらかじめ把握しておいたほうがいいという意味なのか、排水中に出る可能性がこれからある……どの程度あるのでしょうか。ちょっとこの天然ガス……

柳主査 だから、冷却水に普通に水を汲んで冷却して、また排水するわけですよ。その中に。

作本委員 入り込む可能性が。

柳主査 くむときに、もう自然由来があれば、それによって出るでしょうという話だったので。

作本委員 自然由来はそこから出てくるんですか。ありがとうございます。

原嶋委員 厳密に言うと、この排水というのは火力発電所の中、かつ BOD ですから、アドミステーションとか、生活に近い排水で、冷却水の可能性は少ないのかなと。そこまで限定するかどうかは別で、現実にはそうですよね。冷却水はあまりそういうこともないし、再利用するとおっしゃっていましたよね。

柳主査 でも、冷却水が 100%中で循環するというわけではないですよ。また出さなければいけないので、だから。

原嶋委員 一応、さっきのお話だと、冷却水はできるだけ再利用するということはおっしゃって。ちょっと確認する必要はありますが。

早瀬委員 言葉はそうしたらもうちょっとお願いしていいですか。最初ですが、プラント及び従業員の生活等から排出される BOD 等について、適切に処理されるよう、

指導・確認すること。

作本委員 BOD だけですか。BOD 等。

早瀬委員 「等」で、私が気づいたのは BOD なんですからけれども。

柳主査 大腸菌とか、そういうのは関係ないの。

作本委員 大腸菌ですよ。だけれども……

柳主査 「等」って何ですかと質問されたら、「等」にはこういうものが入っていますよと言わなければいけない。

早瀬委員 だから、BOD にしておこうかなと思ったんだけれども。

柳主査 BOD だけですかね。

早瀬委員 BOD についてはかられていなかったというところから、またね。

柳主査 これは排出される生活排水中の BOD が基準を超える場合はということですよ。BOD をまずはかって、どのぐらいの値になっているのかという、まずわかると、BOD について、適切に処理されるということ。

早瀬委員 結構、生活排水処理しないで出したら、もうこういった……適切に処理しないと、生活から出るものというのは超えてしまう。だから、もちろん論理的にはそうなんですけれども、その言葉はなかったって。

柳主査 だから、BOD の基準適合性をチェックしということなのでしょう。それで、超えた場合には適切に処理しましょうということではないですか。

早瀬委員 そのまま生活排水だから、うんちなんかあったら処理しないで排出するということはある得なくて、処理というのはもう技術的にあるわけです。

柳主査 もうあると。

早瀬委員 だから、処理せいということをやわやわ書く必要は。

柳主査 もうその中に含まれているということですかね。

村上 重金属のほうなんですけれども、実際に相手方に依頼をして計測してもらうことになるんですけれども、それがちょっと実際、ファイナルまでに数値が出てくるかどうか、今、確約は。

作本委員 追加的な条件になってしまうかもしれないということですか。調べるのは難しいんですか。六価クロムとか。

中村氏 いや、難しくはないはですが、我々はまだ分析機関については把握していません。それから重金属は分析にちょっと時間かかります。

作本委員 仮に出てきても、それに対して今回も火力発電所の事業が、さらにそれを悪くさせないということの出発点のデータをここに抑えておくことは、どうしても必要なのではないかと思うんです。既に汚れていたにしても。

柳主査 モニタリングの話がさっき出ていたので、排水中に重金属等が含まれる場合には、その影響について確認し、モニタリング等で適切に対応するように、ファイナルレポートに追記することということですかね。

篠田 ちょっと今、話し合いをしているんですが、ちょっと補足になるかどうかですけれども、どうもこの国の場合、何かはかるみたいな話になると、実施機関のほうのみずから手を動かしてはかって、それを多分、国の機関に持ち込むみたいな、そういう形になるんですね。

ウズベキスタンとしては、彼らも一応法律を持っていて、その法律では先ほど出たような形ですが、そこは一応彼は満たした形になっていると。だから、JICAとしてこれをアディショナルで絶対やりなさいという形で今回お願いをしないと、多分、はかってもらえないと思うんですね。そのその理由なりというのを相当こちらは詰められますので、彼らも金がかかる話なので、それができないみたいな話を、今話してもらっているんだと思うんです。多分、彼らのロジックとしては、もともと自然界に、先ほどの議論のまた繰り返しになるんですけれども、存在しているものをただくみ上げて、それを熱いところを通して、ただ戻すだけだから、そこに何ら付加をしているわけではないので、それは何ではからなければいけないんですかと必ず来ると思うんですね。日本なんかでは、最新の議論ではそういう形になっていますというところだけでは、やっぱりどこまで納得が得られるかというのは、ちょっと確約ができないので、ちょっと難しいかなというのが今の私の印象です。

作本委員 確かにこれお金のかかることの話に発展することでありますよね。

柳主査 素人的ですけれども、濃縮はないのですか。濃度が冷却で使うので、濃縮されていくわけですね。重金属はどんどん。だから、濃度が高いやつを今度は放流することになってしまって、だからそれは問題だと。

加藤氏 ご指摘のとおりですね。先ほどの表 8.5.1-6 というところも、濃縮によって 2.4 倍ぐらいになります。その点をご懸念されていることは理解できます。確かに、直接加えたりしないですが、濃縮という点をご指摘のとおりだと思います。

早瀬委員 基本的な考え方として、論理的に影響がないということが立証できれば、それははかる必要はないですよ。それが立証さえできれば。文章が書ければ。

作本委員 排水から一切出ないということが言えればね。有償責任をこっちが負えば。

早瀬委員 例えば、2.4 倍に濃縮されたものが出ていくんだけれども、それがどういう影響を与えるのかという。

作本委員 そのためにも、もとの水の水質状況を調べておかないと、言うに言えないのではないですか。濃縮されてしまう可能性もあるし、どうなんですかね。

早瀬委員 立証できないんだったら、はかってもらわなければいけないね。

作本委員 これ恐らくこの川の数カ所、3 地点とか、5 地点選んで、例えばですよ、それでそこでのこの亜鉛とクロムと鉛、このあたりの混入度合いを調べるだけのことでしょ。そんなにコストが大幅にかかるということでもないと思うんだけれども、それでも大変ですか。勝手に調査するわけにはいかないというんだったら……ですけ

れども、そんな大変なことですか、これは。

加藤氏 ご指摘のとおり、国内では ICP 分析法で一度に重金属を分析することが可能だと思いますが、ウズベキという事情もあり、実際には簡単にできずと軽々に私からは言いにくいところがあります。

山田 ただ、委員のご指摘を踏まえると、やるべきことはもう明らかですので、あと我々懸念する点があるとすると、ファイナルレポートに追記することという、タイミングの話だけ少し、費用負担の話ですとか、先方への説明の期間とか考えますと、今のところ 7 月にファイナルレポートを予定してございますけれども、それに間に合うかどうかという、多分そこに集約されるのではないかなと思うんですね。一度確認することについては、BOD についてはそのとおりですし、これは早ければ来週のファクトファインディングのミッションでも伝達するということでしょうし、BOD についてははかるということを行わないといけないですけれども、重金属についてもはかってくださいねというところを出発点にしつつ、影響について確認というのは、そのはかった数値をもって、今、調査団のほうからご説明のあった濃縮の点等も踏まえて、レポートに追記をするということだと思っておりますが、その追記をする際に、実際はあったデータがあるかどうかという点だけが、少し懸念されると、こういうことだと思っておりますけれども。ですので、ご異存なければ、ちょっとこのタイミングだけ少し柔軟性、ファイナルレポートというところだけ柔軟性を持たせていただくと、対応はしやすいかなと思っております。

作本委員 ただ、何もせずに、このまま突っ走って行ってしまって、後で問題が起こったときに、さあどこにというときに、最後はやっぱり皆さん方の JICA の事業で、落ち度はなかったよということのためのデータ固めというか、根拠固めでもありますので、内輪でデータを持っているでも構わないけれども、適切な対応までいかないんだったら、その一歩手前ぐらいはでも固めておいたほうがいいのではないですかね。こちら抗弁するというか、最後は負けないためにもと思っておりますけれども。

早瀬委員 結び FR ではなしに、上と同じ結びでいいのではないですか。

作本委員 FR に書き込まなくてもねという。

柳主査 よろしいですか。

それでは、次に 4 番目はどうでしょうか。作本委員。

作本委員 すみません、これは結構です。

柳主査 5 番目。

石田委員 5 番も不要です。5、6、7 も助言には残しません。大丈夫です。

柳主査 では 8 番目、早瀬委員。

早瀬委員 これもいいです。

柳主査 9 番目。

早瀬委員 これもいいです。

柳主査 10 番目。

早瀬委員 これは残します。

柳主査 どういうふうにしましょうね。

早瀬委員 トランスフォーマー及びタービンの廃油の再利用の用途について確認し、ファイナルレポートに記入すること。

柳主査 それでは、11。

早瀬委員 11 も廃バッテリーの埋め立て処分が環境上、適正になされるよう、指導・確認すること。

柳主査 それでは、12。

原嶋委員 12 番不要です。13 番も不要です。

柳主査 14 番も落として結構です。

原嶋委員 15 番も不要です。

早瀬委員 16 も不要です。

柳主査 17 番。

作本委員 前にちょっと申し上げていたアクセス道路のことなんですけれども、どうなんでしょう。ちょっと私もまだ理解足りないんですけれども、アクセス道路について、スコーピングマトリックスに入れるのは適切ではないという感じなんでしょうか。

篠田 ちょっと背景は、私も全部存じ上げないんですけれども、アクセス道路については、別の不可分一体事業としての整理がどうも過去になされているようですので、不可分一体としての対応をするということのようです。

作本委員 アクセス道路から起こり得る、建設中 6 カ月ですね、あるいは供用後に起こり得る環境社会影響についての記述、あるいは有無でいくと、きちっと整理することぐらいはどうなんですか。これも言い過ぎなんですかね。私わからないので。マトリックスということはなしということですよ。

篠田 不可分一体での対応はちょっと聞いてみないとわかりませんが、不可分一体事業として、彼らは EIA を用意してしまっていて、別にそれ EIA がありますので、そういったところに入っていると思いますので、それをサマライズできる状況かどうかというのを。

作本委員 EIA の結果の表を見ましたら、いわゆる建設中だけなんですね。記述内容が。

篠田 供用後ですね。

作本委員 スプリンクラーとか、あるいは……

篠田 確認できますかね。

作本委員 供用後のことが、少なくともいただいている資料の中では入っていないですね。

加藤氏 EIA 自身は確かにおっしゃるとおり工事中だけしかありません。

作本委員 この 184、185 ページですか、いただいているこちらの中では、アクセス道路建設中の対応とか、そういうのは書かれているんですが、供用後は全く入っていないですね。

加藤氏 おっしゃるとおりです。発電所の EIA には、アクセス道路に特化して書いた項目はありません。しかし、実施機関では交通対策等、本文に一応盛り込んでいます。確かにアクセス道路に絞って、焦点を当てているわけではないんですが、緩和策の一つとして、発電所の本体の EIA には一応盛り込まれています。

作本委員 本体のほうの。

加藤氏 はい。DFR には、アクセス道路を記載しています。

作本委員 そのこのところ、私はよくわからないんです。本体のほうで一応、この報告書の一部アクセス道路という言葉が顔を出しているんだけど、出ているところと出ていないところがあるというので。

加藤氏 それは、DFR では、地域住民への配慮という視点で記載しています。

作本委員 ところでは。

加藤氏 交通対策では、交通量の平準化を図ります、そのようなことを書いています。アクセス道路にスポットを当てて記載しているわけではありません。

原嶋委員 不可分一体として整理されているのであれば、全く言及しないというわけにはいかないのです。ここにあるとおり、少なくとも大気質や水質について、影響がないということを確認されているということであれば、その趣旨ないしそのサマライズしたことを、きっちり JICA の報告書の中に盛り込んでいただくことは最低限必要。あと、どの程度というのは、またそちらのほうの実行可能性の範囲の中で対応していただくということで、ここまでおっしゃっているんだから、そういうことを記述していただくということは、最低限、お願いせざるを得ないのではないかと思うんです。

中村氏 もしできるとしたら、発電所へ行くだけの道路ですから、交通する台数ぐらいいはまずわかります。それからその車両が出す排気ガスの量ぐらいいは出せます。あと、周りは人家がないですから、あまり社会環境への影響はないと思います。あるとしたら大気への影響ぐらいいだと思います。

原嶋委員 わかりやすく言うと、単独では評価されていないということですよ。端的に言ってしまうと。だから、そこを切り離して整理できるほど、特別に調査をされているわけではないので、その書き方という部分にもよるんでしょうかね。現実には。ただ、ここまでおっしゃっているんなら、何も記述しないということは避けていただいて、一定の……

石田委員 アクセス道路から起こり得る社会影響について、きちんと整理することというのは一般的な……

原嶋委員 スコーピングの段階で何か議論されているような。

石田委員 スコーピングのその会議の、私見ていなかったんですが、そのときに何か議論した……

柳主査 もうそのときは、不可分一体事業に入ってしまったから、そうやってレポートは出てきていますから、それはそれで議論はないんです。不可分一体ということになっているので。

作本委員 そのとおりやってもらえば。

柳主査 よろしいですか。

原嶋委員 一定の記述はしていただくということで。

作本委員 一応、記述して留意してくれていたということで。では、除いてください。

原嶋委員 書いておいたほうがいい。ちょっと書きぶりは相談していただいたほうがいいと思うんです。

作本委員 書いたほうがいいんですか。書かないほうがいいと聞こえたんですけども。

篠田 今、確認したところだと、やはりちょっといろいろなところで点在しているような緩和策、道路については、そういったものをきれいにまとめて、供用後に行えるような緩和策として書くことは可能ということでした。あとは助言に残せるかどうかというご判断かなというふうに思いますので。

作本委員 検索機能を使っていただいて、どこどこに出てきて、相互にきちっと整理をされた書き方をされていればいい。

原嶋委員 スコーピングの段階で、一体不可分と整理されて、調査していただくということになっているわけだから。それはあとは程度の問題は別としても、一定の対応はとっていただくということは残していただく必要はあると思いますから。アクセス道路の建設に伴う、あるいは供用開始に伴う環境影響について、ドラフトファイナルレポートで記述することとか、そういう趣旨のことを……

作本委員 整理して記述すること、ぐらいのところだけ入れていただければ。原嶋先生、いらぬよと言われたと思った。

原嶋委員 全く書かないというわけにはいかないですから。

柳主査 本当はドラフトファイナルに出てこなければいけなかったんですね。

原嶋委員 何かスコーピングの資料をいただいたものの中に、そういう議論した形跡があった。

柳主査 それから一覧表もチェックした結果、これは不可分一体に当たるというふうにそれぞれ事務局から出てきているわけです。スコーピングの一覧によって。

原嶋委員 だからあれを見ると……だから三人そういうふうに出ってしまった。

一応、こんな感じで、後はちょっとご質問していただいて、実行可能な範囲で。

柳主査 では次は、これも同じですね。

原嶋委員 同じです。

柳主査 19番はこれも同じですよ。書いてもらおうと。

原嶋委員 もっと深く書けと。

早瀬委員 さっきの17番にちょっと戻りますけれども、今でも一応アクセス道路の建設等による環境社会影響については書かれてはいるんですよ。そのスコーピングのところでは抜けているということが問題だと私は考えていたんですけども。ただ、このままだったら、書かれていないような印象を受けるんですが、書かれてはいる。

作本委員 表には入っていません。

柳主査 表3に記述することですか。

作本委員 表にはアクセス道路以外の送電線とか、そういうふうに。

早瀬委員 要するにスコーピングの表に入っていないんだよね、確か。

作本委員 そうなんですよ。マトリックスのそこには入っていないので、それで聞いた。

早瀬委員 それでスコーピングマトリックスに書けという趣旨なのか。

原嶋委員 その結果だけ書けという。

作本委員 私も初期はそう思っていたんですけども、話を聞いているうちにだんだん。

早瀬委員 そういう意味では、不可分一体事業であるという位置づけ相応に書けということなんだね、言いたいことは。

作本委員 もしここで不可分一体の事業だったら、なぜスコーピングマトリックスに入れられないということになりますか。ここ認定してしまっていたら。

篠田 不可分一体事業については、先ほど申し上げたとおり、不可分一体事業が行っている環境影響の文書を確認して、その確認をすることというのが不可分一体での対応事項になるんですね。だから、スコーピングをやりなさいとか、そういうことではないんです。なので、厳密に言うと、不可分一体事業についてスコーピングを書けということにはならないですね。

作本委員 ならない。

篠田 はい。不可分一体事業はあくまで別事業です。ただ、関連がものすごく強いので、不可分一体事業として考えるので、不可分一体先でやっているEIAなりIEEなりを確認して、それがJICAの基準と適正かどうかということになっている。

作本委員 送電線入れているから、こっち入れないで済むかな。それがバランスのところ、だから不可分一体ってここで我々前提に入れてしまったら、なぜ入れないんですかというのをちょっと考えるのではないのか。

原嶋委員 不可分一体は不可分一体だから、あくまでも調査する。ただ、独立してそれは別に切り離してスコーピングをつくる必要があるか、あるいは独立して調査をする必要があるか、そこは別だけれども。

作本委員 これ議論を一緒にしないほうがいいのではないですか。一緒にしたらなぜスコピングマトリックスで送電線と差別化したんですかとならないか、質問として。ないほうがこれは賢明だと思うんですけども。

柳主査 だから、アクセス道路については、EIA レポートはもうできているわけですよ。ただ、その内容について、このドラフトファイナルに追記しなさいと、それがもうちょっとわかるように。そういうことですよ。

作本委員 きちっと整理して書いてくれれば。

原嶋委員 実態としては、アクセス道路に独立した EIA があるわけでは……

柳主査 あるんです。

原嶋委員 それだったら。

清水谷委員 例えば 章の 78 ページのテーブル 8.5.2-1 とか、そういうところで、一緒に並列してそういうアクセス道路の部分も書いていただければと思います。

作本委員 これはマトリックスのほうですね。マトリックスに入れたら、そういう意見は必ず出ますので。

清水谷委員 それをそのスコピングのところではやらなかった。でも別のアセスメントの EIA のレポートから、その影響がこういうふうに出ているということ、同じ表に並べていただき、その後のミティゲーションメジャーの表のところも、一緒にそのアクセス道路についても一緒に載せてもらったら、よりわかりやすいと思います。

中村氏 すみません、スコピングの目的なのですが、ここで書いているスコピングは、今回の我々の調査が何をやるかということをはっきりさせるためのスコピングです。先ほど言いましたけれども、アクセス道路につきましては、今書かれている EIA レポートをレビューすることなので、一々、大気がどうだとか、水がどうだとかいうことをわざわざスコピングする必要はあるのでしょうか。ここで書いているスコピング案は、TOR が後ろにありまして、我々がこの調査でこれこれこういうものをやりますということに記載するためのものです。それについては本体事業の発電所と送電線については書いてあります。これは、回の本体事業ですので、スコピングと TOR は記載しています。

不可分一体事業については、EIA のレビューを行うことなので、スコピングをする意味はあるのでしょうか。

清水谷委員 ですから、EIA をレビューをして、やはりそういうアクセス道路においてもきちんと対応策を考えないといけない。あるいはモニタリングを考えないといけないという結論が出れば、やはりどこかにこれを記していけないといけないと思うんですけども、それがこのドキュメントの中に書かれないというのは、違和感があります。

篠田 多分、先生、おっしゃられているように、アクセス道路の不可分一体事業として確認した結果というのを、まずわかりやすく記載しなければいけないと。それが

工事中なり、その供用後の環境影響でしょうと。それは多分、しっかり記載するんだと思うんですね。それは今回の趣旨だと思うんです。

一方で、今、お話があったこのスコーピングの中に入れ込むという話になってくると、このスコーピング自体はその本体事業の影響を、どの部分についてその影響を見るかというのがスコーピングの趣旨なので、本体事業において行うものなんですね。一方で、不可分一体事業というのは、今、先方がやっている EIA なり、その環境レビュー、それを確認をして、その内容が適切かどうかというのを確認するので、調査団が実施主体として行うそのスコーピングの中に入れ込むのは、ちょっとミスマッチではないかというような意見だと思います。先生方がおっしゃるように、やっぱりアクセス道路について、いかにどういう配慮がとられるかというのをしっかり記載するというのであれば、今、その彼らがやっている EIA をきっちりわかりやすくサマライズして、不可分一体事業としてこうやって対策がとられますというのを、きっちりどこかに明記するといったことで、多分、趣旨としては明解になるのではないかと。

柳主査 それはそうなのですが、不可分一体でやるアクセス道路が、本体事業にスコーピングの段階でどういう影響、スコーピングしたものとどういふふうに関係を照らし合わせて、どういう影響があるのかというのは、一応チェックする必要があるんじゃないですか。そういう意味で、スコーピングの中に入れなさいと言っているのだけれども、要はスコーピングされた、本体事業としてスコーピングした項目と照らし合わせて、EIA の結果がどうなのかというチェックをそれやらないとまずいのではないですかという。そこについては説明されていないので。

篠田 つまり、不可分一体先の EIA の検証の仕方はどうやったんですかと、そういうことですね。

柳主査 そうです。

作本委員 今、EIA のページ、 の 184 ページと 185 ページで、やっぱりここで景觀にも配慮する、法令も遵守する、あとスプリンクラーで散水する、こういうようなことが書いてあるんですね。ただ、建設中だけしか書いていないのだけれども、これを何も広げろという意味ではなくて、これを本文のところでもやっぱりこれ EIA の結果という、どこかまとめておけばいいのではないんですか。整理してという意味で。

早瀬委員 文章とすると、記述の前に「適切に」ぐらい入れておいていいじゃないですか。内容についてはちょっともうちょっと議論すると、そう言ったほうがいいですね。

作本委員 僕はあまり不可分一体だと、これは前も EIA の段階で使った用語であって、今ここで言ったら、不可分一体でなぜマトリックス入れないのかとやられるから、議論されることになるから、除いていいのではないですか、もう。

原嶋委員 でも、不可分一体だから、独立してスコーピングを必ず書かなければいけないかという、必ずしもそうではない気がしますが、それでも。

早瀬委員 適切に書けとして。

必ずしも表を別にする必要があるかといったら、必ずしもそうではないとは思いますが。ただ、十分かどうかは別として。

原嶋委員 論理的に書けということだよ。要するには。

作本委員 だからもうアクセス道路については、これ以上、本体のほうでもし議論しないんならば、そこを交通整理だけしておけば。

早瀬委員 だからアクセス道路については、そういう項目について書いているのかということについては説明しなさいと。

作本委員 そうそう。

柳主査 スコーピング、アクセス道路との関係とか、関連とかというのを入れておいてくれれば、そこはこういうふうにチェックしましたよと。

作本委員 ああ、こういうことだったんですか。だからと。

柳主査 というのがあればね。

作本委員 そのぐらいでいいんだと思います。交通整理だけ。

柳主査 どういうふうに書きますか。

篠田 今、ちょっと話をしたのは、柳先生おっしゃられたように、ではどうやって不可分一体先に EIA を評価したんですかと。調査団が評価をして適切だと判断したとか、そういったところを丁寧に説明を書くということはできます。今、EIA の中身を確認したところは、供用後は全く抜け落ちているらしいんですが、そこについても補足をして、丁寧に書く。わかるように書くということはできますと。なので、そういった記載にさせていただければということですけども。

早瀬委員 文章は、環境社会影響を FR に適切に記述すること。「適切に」を入れておいたら。

作本委員 適切に、でいい。

早瀬委員 社会影響の検討のプロセス、でもいいですけども、検討のプロセスを

……

作本委員 EIA はやったということですよ。

早瀬委員 うん。

作本委員 僕、冒頭の不可分一体事業というのは、もう議論の段階が変わってきているから、初期でこの用語が必要だったと思うんですが、今はむしろ僕は削除しておいたほうがいいのかと思うんですけども。

柳主査 それでは、次に行きましょうか。

作本委員 先、行っちゃいますか。わかりました。

柳主査 では、20 番。

清水谷委員 これは、対応しますと書いてあるので、対応していただけるということであれば、他のもの比べるとマイナーなので、落としてもいいと思います。

柳主査 落とすのですか、20番。

清水谷委員 しっかり書けばいいと。

柳主査 20番落として、21番は。

清水谷委員 これはアクシデントについては残して、評価 A ということで、対応していただくとするということで。

古賀 残しますか。

作本委員 「アクシデント」から「適切である」というようなところぐらいまで、とりあえずコピーしておけば。

清水谷委員 それで結構です。ありがとうございます。

柳主査 22番は落とします。23ですけれども、送電線、鉄塔の建設、維持管理に関して、その保全対策が適切に実施されるよう指導すること、というのはどうでしょうか。よろしいですか。そういう助言をしたいと思います。

24番。

原嶋委員 基本的に残します。簡単に申し上げますけれども、建設中及び供用開始後における地元住民の飲料水附属問題についてスコーピング表に含め、その影響をFRで記述すること。あと、25もほぼ同じで、住民説明会において指摘があったガス圧問題について、スコーピング表に含め、その影響をFRに記述すること。とりあえずそれで。

柳主査 26番、作本委員。

作本委員 削除で結構です。

柳主査 27番。

作本委員 27番も削除で。作本は。

柳主査 28番、早瀬委員。

早瀬委員 何かもうさっきの話なんですけれども、助言からはもう外していいかなという気がするんですが、先ほどの燃料種によって変化しますという記述でとどまっているところをちょっと入れておいてください。

加藤氏 それは先ほどのご指摘どおり、修正させていただきます。

柳主査 29番。

早瀬委員 29番はこれ少し表そのものの意図するところがわかりにくいので、整理していただいたほうがいいと思うんですけれども、どういうふうにされるんですかね。

加藤氏 表タイトルは変えさせていただきたいと思っております。頻度というのは、不適切なので、少し考えさせていただければと思います。

早瀬委員 例えば、表 8.7-1 の frequency の欄の記載は不十分であるので、適切にすることみたいなことでもよろしいですか。

加藤氏 項目の名称は、少し考えさせていただければと思います。

早瀬委員 そのような形でお願いします。

柳主査 それでは、環境配慮のほうに移ります。30番、作本委員。

作本委員 右側の回答の文書をちょっと一部使わせていただきまして、残すことでお願いします。一番下のほうですね、実施機関は基本的に、そこを全部コピーしていただいて、ちょっと修正していただいて。実施機関は基本的に夜間操業等を行わず、これによる騒音影響は生じない旨をFRに記述すること。

加藤氏 操業については、夜間も行います。

作本委員 夜間のほうも、どうなんですか、夜間動かすことはあるんでしょうか。

加藤氏 発電所の操業は夜間も行います。

作本委員 こちらは工事だけですよ。今のいただいている記述は。

加藤氏 操業中は、夜間の基準値は満足します。

作本委員 そうですか。どうでしょう、将来、夜、操業することはあり得るんですよ。

加藤氏 はい。

作本委員 そのときには、この何とかデシベルというの満たすことはできますか。

加藤氏 遵守できることを再評価いたしました。

作本委員 そうしましたら、ではそちらは、夜間は工事だけですね。夜間工事を行わず。そうすると、操業のときこれは守れるということは、供用後、騒音の問題は起こさないというところは、あまりこっちに書いていなかったですよ。書いてありますか。

加藤氏 評価の中に記載してございます。

作本委員 わかりました。では、その工事だけでいいですか、ここで。それ以外はどうなっているかと。

加藤氏 はい。ご指摘のとおりです。

作本委員 これによる騒音影響は生じない旨をFRに記述すると、これをお願いしたいと思います。

柳主査 それでは、31番はどうしますか。

作本委員 「実施機関は、」の点がいらぬかもしれない。すみません。

31番はそのまま削除でお願いします。

32番も同じく削除で結構です。

柳主査 32番はいらぬですか。

作本委員 いらぬです。

柳主査 では、33、34も落としてください。

原嶋委員 35は、上を残してください。前半の部分をそのまま残してください。水量確保について明確な評価を……括弧はいいです。

36は先ほど出ていましたので、いりません。

柳主査 では、37、清水谷委員。

清水谷委員 37 と 38 は落とします。

柳主査 では、39、原嶋委員。

原嶋委員 いりません。

柳主査 40。

原嶋委員 いりません。

柳主査 41、石田委員。

石田委員 これもいりません。

柳主査 42、原嶋委員。

原嶋委員 不要です。

柳主査 43、原嶋委員。

原嶋委員 特に不要です。

柳主査 44。

原嶋委員 44 ですけれども、先ほどご説明いただいたんですね。これはいりません。助言としてはいりません。

柳主査 45 は不要です。

46、作本委員。

作本委員 46、ちょっと私ここ悩んでいるんですけども、サマリーレポートとしての住民への回答だけではないですね。さっきのお話のように、直接、住民との対話を行われるという前提で、ではむしろこの表現を直していただく、FR の。文字どおりさっき言ったとおり、サマリーレポートを通して回答すると書いてありますから、このとおりやらないのかと読めますので、そこだけちょっと気をつけていただければ。それであれば削除ということにさせてください。

柳主査 では 47、原嶋委員。

原嶋委員 特にいいです。不要です。

柳主査 48、石田委員。

石田委員 48、49、50、三つともいりません。

柳主査 51。

石田委員 ここは清水谷委員も、もし助言として……先ほど新たな付加的説明を聞いて、ぜひおっしゃっていただいたことは助言として残したほうがいいかなと思ったんです。助言の内容としては、EIA 調査における公聴会を通じて、丁寧な意見の収集という言い方はしたくないですね。意見交換と言ったほうがいいですね。意見交換がなされているようであれば、それはぜひ記載してほしい。つまり、この調査だけにかかわらない一般の人たちのかかわり、つまりステークホルダーミーティングプラスステークホルダー協議に加えて、EIA のプロセスにおける人々の参加のプロセスを付加的にこのファイナルレポートにも、経緯として書いておいてほしいというあたりですね、私としては。それを文章化したら……すみません。

EIA の公聴会は 2 回やったんですね。公聴会という表現でいいんですか、テクニカルチームは。EIA におけるステークホルダーミーティング。ステークホルダー協議。わかりました。

EIA におけるステークホルダー協議の記録も、あわせて記述しておくこと。とりあえずそれで行きます。

柳主査 次、清水谷委員、52 番。

清水谷委員 私もその残すというか、次にファイナルレポートの中に記載をすべきという意味でいけば、先ほど説明があったとおり、前のステークホルダー会議をやる前の会議から、その意見がいろいろ出されて、それで合意形成がされてきていたという事実について、説明を加えていただきたいと。

篠田 つまり、石田委員のおっしゃられている EIA のステークホルダー協議の記録、ここを記録とか、あとは背景とか、経緯ですとか、そういったことは丁寧に記載してほしい、そういう意見なんですかね。

清水谷委員 今後のステークホルダー会議に向けては改善をしてほしいというのがあるんですけども、この事業そのものにおいては、これを活かせるわけではないので、そのファイナルレポートに向けては今説明した部分を追加していく。

篠田 例えば、もし趣旨が違ったらご指摘いただきたいんですけども、石田委員と清水谷委員は、多分おっしゃられていることは結構近いところにあるので、EIA におけるステークホルダー協議の記録もあわせて FR に記載しておくこと。特に、一連のステークホルダー協議を通じて合意形成がなされた経緯を丁寧に記載すること。一つの助言というか、1 項になるのではないかと思いますけれども。もっと短くしようと思えばできますけれども。

石田委員 いえ、私はやはり清水谷委員がおっしゃられた、合意形成をきちんとたどった経緯ということが非常に重要だと思うので、そこはぜひ残しておいていただきたいなど。一緒になるとしても残しておいていただきたいなどという気はしています。

作本委員 前半の記録という言葉と後半のこの経緯というのは、全く対照的ではないので、ちょっと日本語の足を引っ張るようだけれども、何か重複分が、くっつけたことはいいと思うんですけども。

石田委員 では、私の最初の文章を、「EIA におけるステークホルダー協議」まで残して、後をとってしまって、「の」から「おくこと」までをとって、EIA のステークホルダー協議を初めとする一連のステークホルダー協議、ですか。EIA におけるステークホルダー協議を含む、一連のステークホルダー協議を通じて……おかしいな。EIA におけるステークホルダー協議を含んだ……

柳主査 EIA におけるステークホルダー協議の記録を FR に記載する際、合意形成がなされた経緯についても丁寧に記述することとか、何かそういうようなことでいかがですか。

石田委員 ありがとうございます。

柳主査 では、よろしいですか。その次に行きます。

その他。

作本委員 私の 53 と 55、両方とも削除で結構です。

石田委員 私のも、54 と 56、両方とも不要です。

柳主査 55。

作本委員 55 も削除をお願いします。

柳主査 56。

石田委員 56 も削除をお願いします。

柳主査 それでは、以上で一応の案ができましたが、これについて審査部のほうで整理していただいたものをまたメールでいただいて我々が確認して、また最終案にしていきたいと思しますので、そのようなやり方でよろしいでしょうか。

締切はいつまでですか。

篠田 お疲れ様でございます。それでは、今後のスケジュールを申し上げます。本件、まずおしりのほうですけれども、確定を 6 月 2 日の月曜日の全体会合を目指してございます。そのため、審査部のほうの第 1 案を明日の火曜日、5 月 13 日火曜日、明日中にお送りいたしますので、メール審議を始めていただければと思います。

全体会合までは 3 週間ぐらいあるんですけども、ちょっとずっと置くのも何なんので、一応、その 2 週間ぐらいで 1 回締めさせていただきます、最終的に事務局で最終案を調整するという形にさせていただければと思いますところ、5 月 23 日の金曜日の締めということではいかがでしょうか。もちろん、6 月 2 日までは、もう一週ございますので、もし何か議論が取りまとまらない等あれば、まだ余裕がございますので、そこは議論を尽くしていただくということが前提になります。

ひとまずは 5 月 23 日金曜日を締切とさせていただきます。それで、2 日の日の全体会合でご説明をさせていただければと、最終的に確定をさせていただければと思います。

柳主査 それでは、これでワーキングを終了します。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

午後 4 時 54 分閉会